

# 平成21年塩尻市議会6月定例会

## 市街地活性化特別委員会会議録

日 時 平成21年6月16日(火) 午前10時00分

場 所 第一委員会室

### 審査事項

議案第7号 平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳出7款商工費1項商工費1目商工総務費のうち  
商工総務事務諸経費

### 協議事項

- ・ 中心市街地活性化に関する主な経過(説明)
- 1 えんぱーく(市民交流センター)の使用料等について
  - 2 その他

### 出席委員・議員

委員長	金田 興一 君	副委員長	牧野 直樹 君
委員	石井 新吾 君	委員	森川 雄三 君
委員	小野 光明 君	委員	中原 巳年男 君
委員	五味 東條 君	委員	中村 努 君
委員	柴田 博 君	委員	太田 茂実 君
委員	永田 公由 君	委員	中原 輝明 君
議長	塩原 政治 君		

### 欠席委員

なし

### 説明のため出席した理事者・職員

省略

### 議会事務局職員

事務局長 酒井 正文 君 庶務係長 小澤 真由美 君 主事 大村 一 君

午前9時58分 開会

委員長 おはようございます。定刻より、若干早めですが、全員の皆さん、おそろいでございますので、ただいまから、6月定例会市街地活性化特別委員会を開会いたします。本日、全員の委員が出席をしております。

## 理事者あいさつ

**委員長** それでは、審査に入る前に理事者からあいさつがあればお願いいたします。

**副市長** おはようございます。御苦勞さまでございます。市街地活性化特別委員会を開催いただきましてありがとうございます。本委員会には、一般会計の補正予算の御審議いただくわけでございますが、5月から特別委員会の構成が変わったということもございまして、中心市街地活性化に関する主な経過及び現在検討中でありますえんぱーくの使用料等の関係につきまして、御協議をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。何かと御多用のところ大変かと思っておりますけれども、よろしく御審議いただきまして、それぞれお認めいただきますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのお願いのあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

**委員長** ありがとうございます。それでは、5月の臨時会で委員のメンバーがかわっておりますので、審査に入ります前に職員の自己紹介をお願いいたします。

### 〔職員自己紹介〕

**委員長** どうもありがとうございました。それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙の委員会付託案件表のとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

なお、審査日程の関係ですが、議案審査ののちに、ただいま、副市長からもお話がありました中心市街地活性化に関する主な経過及びえんぱーくの使用料等についての説明を受けます。よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから議案の審査を行います。なお、発言に際しましては、議事の円滑な進行のため委員長の指名を受けた者のみ発言といたします。議事進行への御協力をよろしくお願ひいたします。

### 議案第7号 平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳出7款商工費1項商工費1目商工総務費のうち 商工総務事務諸経費

**委員長** それでは、議案第7号平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳出7款商工費1項商工費1目商工総務費のうち商工総務事務諸経費についてを議題といたします。説明を求めます。

**商工課長** 議案の17、18ページをお開きいただきたいと思っております。7款商工費1目商工総務費、商工総務事務諸経費につきまして説明いたします。補正額3,804万7,000円でございます。塩尻振興公社の設立に伴います運営の負担金を計上するものであります。内容といたしましては、人件費、派遣する職員、ほか、インキュベーションマネージャー、あわせまして3,233万1,000円、産学官連携コーディネーターの謝金といたしましての184万3,000円。負担金といたしまして経済産業省の事業を、現在、S I Pのほうの事業で取り組んでおられるわけなのですが、そちらの事業負担金で162万5,000円。そのほか、経費といたしまして、費用弁償、旅費等々の224万8,000円。あわせまして3,804万7,000円を計上させていただくものであります。先の経済建設委員会で、それらに伴いますS I Pの事業費につきましては、2目の商工振興費のほうで減額をさせていただいております。以上であります。よろしくお願ひします。

**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問がございましたらお願ひをいたします。

**小野光明委員** 今回の負担金が3,800万円余ということですが、今後、年度を通じてかかる経費と言いますか、負担金はどのような見通しになるのでしょうか。

**商工課長** 振興公社の運営事務費といたしましては、中心市街地の活性化に伴う事業と、今回は、そのほかS I Pの

運営事業につきましてであります。ここで補正させていただきます費用につきましては、S I Pの運営事業が主なものでありますが、S I Pの運営事業に伴います費用につきましては、今年度分につきましては、今回の負担金だけで現在考えております。以上です。

**小野光明委員** 今後の見通しもお願いします。

**商工課長** S I P事業につきましては、こちらの3,800万円余りです。今年度につきましては、これでやりますが、次年度以降につきましては、今後、さらにS I Pのほうで振興公社の事業をどこまで委託できるか、あるいは将来的には指定管理というような方向も含めまして、そういった状況になってくれば、それなりに費用も負担をしていきたい。いうなれば、一般会計のほうからの組み替えによってお願いしていきたいというようなことも検討しているところでもあります。

**森川雄三委員** 5月の全協のときに示していただいたものなのですが、いわゆる振興公社事業計画書案ということで。この平成21年度の市負担分というものが2,150万円出ているわけですが、これは、総額で8,470万円ということなのだが、その3,800万円、今、S I Pの事業だというお話なのですが、こちらとの整合はどのようにしているのでしょうか。

**商工課長** 当初、その時点で計画させていただいたのは、現在の事業を移行する中でどのようになるかということで説明させていただいたものであります。今回、その運営負担金の中に、経済対策の関係で入れる事業のようなものも出てきましたものですから、いうなれば、雇用創出の交付金事業だとか、そういったものが出てきたものですから、そういった事業で体制を整える中での負担金、あるいは、謝金等も、今回、追加で計上させていただいたものであります。例えば、産学官連携の促進を図るための専門的なコーディネーターとか、そういったものもこの中で決めさせていただきました。

**森川雄三委員** ということは、その案を出したときより、いろいろふえたと、事業内容がふえたと、そういうことで解釈してよいですか。

**商工課長** S I P事業が本年度、3年度目になりまして、振興公社の発足に伴って、さらに強化促進をしていきたいということでふやさせていただきました。

**森川雄三委員** もう少しいいですか。そのときには、平成22年、平成23年と3,050万円ずつになっているんですね。そうすると、今回3,800万円ということは、それなりに、まだふえるということですか。平成22年、平成23年。

**経済事業部長** 両方の課に関係がありますので、私のほうからお答えさせていただきます。今、委員が御覧になっているのは、全協に提出をした資料だと思いますけれども、それは、2つございまして、中心市街地活性化事業が、総額で8,470万円、当該年度21年度でございますけれども、めくっていただいて2ページ目に平成21年度の6,320万円というのが、いわゆる塩尻インキュベーションプラザの事業としてございます。従いまして、ここで事業計画として計上させていただいているのが総額で8,400万円と6,300万円を足した1億約5,000万円でございますが、まず、中心市街地活性化事業のほうから申し上げます。この中で、借入金6,000万円で、用地の取得費、駅南と銀座の市街地再開発事業の用地取得を計上してございますけれども、これは、まだ、未定でございますし、事業が、今、進捗をしている状況でございますから、当該年度の公社の予算には、予算と言いますか、この補正予算に伴う公社の予算には計上してございません。従いまして、これを引いていただいて、2,470万円程度が、今、いわゆる

中心市街地関係の人員費も含めての事業でございますので、その中では減っているというふうに考えていただいて結構だと思います。

それから、次に塩尻インキュベーションプラザの事業でございますが、平成21年度の1億5,000万円という国事業の受託収入がございます。失礼しました、1,500万円ですね。これと企業の負担金、それから施設利用料、土地の賃貸料、それぞれ210万円、740万円、360万円ございますけれども、これにつきましては、指定管理を受けたとした場合に計上されるものでありまして、今年度は年度途中でございますので、一応、事業計画には、こういう形でというふうに上げさせていただきましたが、現実には指定管理になりません。従いまして、この部分は、いわゆる市の収入ということで、あるいは、国の受託収入は別の事業体、いわゆるそれを管理していく事業体の収入ということで、別途計上してございますので、これは、公社の、今回の補正予算に伴う、いわゆる公社の収入なり支出なりには該当しておりません。従いまして、今、申し上げた3,800万円余で、両方の事業が、今回の、この6月の終りから来年3月までは、一応、このようなことでやっていくと。ただし、事業が拡大していく可能性もこれから再開事業等でございますので、その際には、また、一般会計からの中で受託等が、受託と言いますが委託等が必要なものであれば、補正を組ませていただいて対応してまいるということになっておりますのでよろしくをお願いします。

**森川雄三委員** 公社の運営資金は、国の補助というか、そういうものは出てこないということですか。

**経済事業部長** 国の補助は出てまいりません。ただし、今、申し上げましたとおり、国の受託事業と言いますが、国の補助事業を公社が管理主体として受けることは可能でございます。したがって、SIPのいわゆる人材育成事業などを公社自体が申請をして国の補助金を受けて、事業を展開するということは可能であります。公社自体の運営については国の補助金は出てまいりません。

**森川雄三委員** もう1点、よろしいですか。そうすると、そのほかに考えられる仕事というものはありますか、国の、例えば、要するに、今は、SIPは国の補助があると、そのほかに何かありますか、事業的には。

**経済事業部長** 全協でも御説明しましたとおり、1つは、大きな柱としては、民間の、いわゆる、中心市街地関係、あるいはまちづくり関係では、民間のいろいろな開発の関係の、その支援をしていくということを第一に考えておりますから、例えば、再開発組合なり、土地区画整理組合なりの事務局機能を受託することによっての受託収入は考えられます。そういう意味です。

**森川雄三委員** 国の補助として、考えられるのは。

**経済事業部長** 国の補助金は公社自体にはありませんので、その単発の事業を公社が補助事業を受けるということになればですね。

**森川雄三委員** だから、インキュベーションではなくて、ほかに何かありますかということなのです。考えられる仕事として。

**経済事業部長** 例えば、再開発事業でもそうですし、ほかの公共施設の管理事業についても、いろいろなケースは考えられるというふうに思います。

**太田茂実委員** 職員が出向ということですが、どのような陣容になるのか。

**経済事業部長** 職員ですか。職員4人が、一応、公社のほうへ派遣ということで、今、計画をさせていただいております。この予算の中ではですね。

**太田茂実委員** それと、ちょっと教えてもらいたいのですけれども、民間の企業の開発しやすいような状況を、今、つ

くっているわけだが、なんと言うのか、宅建業というか、そういう業の許可は受けなくてもよいわけですか、振興公社は。

**経済事業部長** 振興公社そのものにつきましては、例えば、土地の売り買いについては、中活法の規定による整備推進機構の指定を受けていくつもりでございますので、そのものについては必要ないというふうに認識をしております。ただし、それから離れた、いわゆる、一般の土地の売買等が絡む場合には、当然、宅建の資格者の取得というものが必要になってまいりますので、将来的には、そこも見越すなり、あるいは、市内の業者さんと提携をするなり、そういうような形を考えざるを得ないなということでございます。

**太田茂実委員** 監督して、取り引きに係るということになれば、宅建業の許可がいるわけです。そういうふうに、私は考えるのですけれども、要するに、仲介にしても何にしても、振興公社としても1つの収入があるわけですね、そうした場合に、それはもうあきらかに業です。そういうことになってよいのかということを知りたい。

**経済事業部長** 中心市街地活性化法の中に中心市街地活性化整備推進機構というものがございます。これは、そういう機構を設立した市、市長がそれを認定したときには、法の定めにしたがって中心市街地活性化事業の支援活動ができるということになっておりますから、用地の先行取得を含めて、その辺に関しましては、その法にしたがった、いわゆる、土地開発公社と同じ、その権限と言いますか、内容が与えられると。ただし、それ以外の土地を取得するような場合、これは、まま出てくるとは思いますけれども、そういうときには、宅建業の当然、許可が必要だというふうに認識をしております。

**委員長** ほかに、良いですか。

それでは、ほかにないようでございますので、議案第7号平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳出7款商工費1項商工費1目商工総務費のうち商工総務事務諸経費については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしの声がございます。ありがとうございます。それでは、以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了をいたしました。

なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任を願いたい、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、そのようにいたします。ありがとうございました。

#### ・中心市街地活性化に関する主な経過(説明)

**委員長** それでは、付託案件は以上をもちまして終了いたしましたので、これから、先ほど説明申し上げました中心市街地活性化に関する主な経過等についての説明を受けることといたします。それでは、説明を求めます。

**中心市街地活性化推進室長** それでは、私のほうから、活性化に関する主な経過ということで、一番上にぺら1枚ずついているものから説明をしたいと思います。今回の特別委員会、この5月で改選になりまして、今まで5年間ほどの取り組みがあったわけでございますけれども、その中で、特別委員会等に属しておられない全く新しい方も2名ほどおられるかと思っております。少し、前回の特別委員会のときには、おられなかった方もおられますので、重複になって恐縮で

ございますけれども、主なところだけさっと説明をしたいと思います。

主な経過ということで、平成11年3月に旧法によりまず活性化の基本計画が策定されて、大臣による承認を受けております。その後、平成16年3月にワーキンググループの報告書が提出されております。平成16年度におきましては、地域開発対策特別委員会におきまして1年間協議をしていただきました。計6回でございます。それと並行いたしまして、その下にございます活性化のまちづくり協議会、委員23名によりまして、これは、年度は2年度にわたっておりますけれども、計8回御協議をいただきまして、活性化について御意見をいただいております。その下にございます平成17年3月に市民交流センター計画を含む市街地総合再生計画というものを策定いたしました。

平成17年度、平成18年度にはいりまして、中心市街地活性化対策特別委員会というものを議会のほうでおつくりいただきまして、2年間、協議、計16回にわたっております。その間には、平成17年4月から8月まで市内全区を対象に飛び込み市民会議を行っております。1つ飛ばしますが、平成18年2月には、大門中央通りの市街地再開発の準備組合、これは、市民交流センターが入るところでございますが、その準備組合が設立された。平成18年5月から平成20年3月まで、これは中心市街地全体の計画づくりということで、任意の活性化協議会、委員17名をもちまして、前段のまちづくり協議会の解散を受けて、任意の活性化協議会をつくっていただきまして、これも2年間にわたります計8回の協議をしていただいております。その後、平成18年5月から平成20年5月まで、これも2カ年にわたっておりますが、市民交流センターの創造会議、これは、中身を検討していただくということでございますが、建築構想、基本設計、実施設計、管理運営計画について御協議をいただきました。計14回でございます。平成18年6月には、国のまちづくり三法の見直しが行われました。平成19年3月に、市民交流センターの関係では、基本設計が終了ということでございます。

最近の2年間、平成19年度、平成20年度におきましては、特別委員会の名称が変わりまして市街地活性化特別委員会ということになりまして、これは、2年間で、計20回の委員会で御協議をいただきました。平成19年5月には、大門中央通り地区の組合が設立いたしまして、事業計画が県の認可を受けております。年が明けまして、平成20年1月から4月にかけて施設の愛称募集ということで、愛称がえんぱーくに決定いたしました。平成20年3月に中央通りの再開発の権利変換計画というものの認可を受けまして実施設計が終了しております。同月ですが、塩尻まちづくり株式会社が設立。平成20年5月、昨年5月でございますが、法定の活性化協議会に移行をいたしました。委員12名でございます。その中で御協議をいただいて、議会とも、当然、何回か御協議をいただきまして、昨年11月に活性化の基本計画が内閣総理大臣の認定を受けたと、こういうことでございます。その後12月には再開発ビルの起工式、本年2月には、サポート組織のえんぱーくらぶが設立したということで、非常に主な経過でございますので、全体の5年間くらいの流れはこれで確認をしていただければと思います。

その次に、ホチキスで左側上をとめまして、中心市街地活性化基本計画の概要版というものを、まだ、原稿の段階でございますが、この辺を説明すればだいたいわかるものですから、つけさせていただきました。時間の関係もございまして、表紙がございまして、1枚めくっていただきまして、そこには、中心市街地の現状や中心市街地のゾーンの位置づけというものが入っております。ゾーンといたしましては、左側の塩尻駅の交通発着ゾーン、それから市役所を周辺にしました行政・文化ゾーン、商店街を中心にしましたコミュニティーゾーンと、そういう3つに分れているものでございます。

1枚めくっていただきましてA4の紙でございますが、それぞれ、にぎわいの喪失、人口の減少、都市機能の低下に

つきまして、それぞれ、グラフ等でわかりやすいような形でお示しをさせていただきます。細かな説明は割愛させていただきます。

そのあと1枚めくっていただきまして、そのような状況を受けて、A3のカラーコピーの大きな紙でございますが、まちづくりの課題と3つの目標というところでございます。1番目に横方向に現状分析がございます。居住人口の減少と少子高齢化が進行、その横が商業の関係、商業機能の低下を書いてございます。それから、塩尻市の場合は、駅前周辺の整備の遅れによるという、その辺が課題である。あと、市としてのアイデンティティの喪失というような、そのようなことを受けまして、まん中のピンク色のところに課題ということで5つ書いてございます。人口増加と多世代の共存、それから商業の関係、多様な商業・都市機能の集積によるにぎわいの創出、歩いて楽しい回遊性のある中心市街地の形成。駅の関係では、街の玄関口としての塩尻駅前の機能集積を促進していく。産業間連携による新たなまちの文化の創造ということで、それを1つの都市像といたしましては快適に暮らせるまち、価値あるときを過ごせるまちという形でまとめさせていただきました。

それを具体的に実行に移していくときに、目標としまして3つを掲げさせていただきます。目標1としましては、にぎわいの促進ということで、中心市街地内の歩行者・自転車通行量の増加ということで、道路観測の4カ所でございますけれども、そのデータを下のグラフにさせていただきます。ずっと紫っぽい細い線が下がってきている状況でございますけれども、市民交流センターのオープン等をにらみまして、それを上げていきたいと。ちょうどまん中の4,926人、634人増、右側の5,560人、ちょっとミスプリがございます。現況と書いてございますが、これは目標でございます。済みません、訂正をお願いしたいと思います。を目指していきたいということでございます。

目標2のところ、街なか居住の推進ということで、定住人口が減ってきております。それにつきましての指標といたしまして毎年実施しております住民基本台帳データを基にしておりますけれども、人口密度の増加というものを上げてございます。下のグラフでございますけれども、ちょっと見づらいのですけども、紫っぽいんですけども下がってきておりますのが、商業エリアにおける人口密度が下がってきております。それから、商業エリア以外のものが、黄緑っぽいもので、ずっと上がってきているものがございますけれども、これは、商業エリアというのは駅前の八番町、それから、商店街部分の一番町、七番町あたりを指しております。この部分をなんとかまわりの住宅地域並にしていきたいと。人口密度も減ったですかね、4,000人というのを切っている状態でございます。それを上げていきたいというのを目標にしております。

目標3といたしまして、新たな産業や文化の創出ということで、これは、指針もなかなか取りかたが難しかったわけでございますけれども、事業所数の減少に歯止めをかけたいということで、この数年間、ずっと、事業所数 ありとあらゆるものを足したものでございますけれども、商業からそれ以外の事業所やNPOの、そのような事務所も含めまして、そういうものが減ってきているので、それをなんとか歯止めをかけたいというのを目標にしております。

それを目標に掲げさせていただいて、その次のページに中心市街地の都市空間形成と整備ということでまとめさせていただきます。これは、今まで何回も説明しておりますので細かな説明を割愛させていただきますが、目標1の緑色のところにつきましては、にぎわいの促進に関する事業ということで分類をし、それから、目標2につきましては、右側のところがございますが、街なか居住の推進のところは、少し青色っぽいところで分類をし、目標3の新たな産業や文化の創出に関する事業というところは、少し黄色っぽい感じのところ、その右下のほうに全部まとめてございます。場所的には駅の周辺のにぎわいの創出、それから、いわゆる商店街、コミュニティゾーンのところ、それ以

外は道づくり事業でございますとか、住宅供給の事業については、少し、ぼつぼつと飛んでおりますけれども、それが確認できる図面を作成させていただいてございますので、御確認をいただければと思います。以上、少し雑ぱくでございます。

最後のところに、策定等に関する経過、推進体制等について、最後のページに1枚つけてございますので、御参考にさせていただければと思います。一応、私のほうからは、委員さんがかわれたということもございまして、少し、経過の確認の意味の復習ということで説明をさせていただきました。

最後に、もう1枚、市民交流センターのパンフレットが裏ののところについております。何回も御覧になっているかと思いますが、実施設計が終了した時点のものをつけてございます。印刷したものでございますけれども、市民交流センターが目指すものということで、基本コンセプトを知恵の交流を通じた人づくりの場ということで、1番、役立つ情報を提供します。2番、意欲と活動を応援します。3番、センター自身が進化しますということで、図書館、子育て、青少年、ビジネス、シニア、市民活動、そういうものを組み合わせて基本コンセプトの構成をしております。

中を開いていただきまして図面がついております。実施設計が決まった段階のときのものでございます。あとでまた、条例等の説明がございまして、細かな説明は割愛させていただきますが、地上5階建、地下1階がございまして、1階は左上でございますが図書館と子育て支援のエリア。それから2階の北の半分は図書館、それ以外のところにつきましては市民活動エリア。3階につきましては、市民サロンという形で位置づけをございまして、それ以外に多目的ホールでございますとか、音楽練習室等の市民活動のエリアでございます。なお、3階で市営立体駐車場と接続をする予定でございます。左下4階に商工会議所、あと、市の商工まちづくり部門等が、一部民間オフィスが入る予定でございます。5階には、イベントホール以外に展望テラス等もございまして、それ以外は民間のオフィスで占められています。そのような設計でございます。壁柱等の新しい工法を使って吹き抜けが4カ所あるという、そのような形で、えんぱーくという名前にも出ておりますけれども、屋内ですけれども公園のような感じの、そのような施設を目指して、今、再開発組合のほうで事業を進めているという段階でございます。以上でございます。

**委員長** ありがとうございます。ただいまの説明に関する御質問等ございましたら、お出しをいただきたいと思っております。

**中村努委員** まちづくり会社の現状、今までどのような事業をやってきて、今後どういうふうにするのか、その辺、わかたら教えてください。

**中心市街地活性化推進室長** まちづくり会社は、昨年3月に設立いたしました。45人の方が出資をされて、1,555万円を出資金ということで集めて、その後、市のほうに申し入れがございまして、出資をしていただきたいということで、市のほうで500万円をプラスいたしまして、昨年3月17日ですか、あわせまして2,055万円という形での設立をさせていただきます。計画づくりを中心にやっていこうということで、いろいろ始めたわけでございますが、その後、実際にまちづくり会社がやるようにならなかった案件もあつたのですけれども、いくつか、複数の案件で会社の役員の方だとか、かかわっている方たちが相談に乗って民間での事業でオープンした空き店舗が複数ございます。まちづくり会社がかかわつた案件につきましては、新聞報道等でもされておりますけれども、少し、その工事の関係につきましてうまくいかない部分がございます。今現在、最終を、3月31日でちょうど年度が終わつたわけでございますけれども、その後3カ月以内に株主総会をやるという形の定款になってございまして、今月中にその辺の事業報告、及び会計審査の報告もかねて株主総会を今月中にやるという形で聞いておりますので、それにつきましては、市のほうとし



ても大株主でございますので、それについて、きちんと出席させていただいて情報を得て、市の立場として報告できる  
ところがあれば、また、御報告はしていきたいと思っております。雑ぱくでございますが、その程度でよろしいでしょ  
うか。

**中村努委員** ほかの方もあるかと思えますけれど、基本計画をつくったときに、西友がなくなるということは全く想  
定してなかったのですが、あのままにしておくのか、新たに基本計画の中で、何か違う位置づけをする予定があるのか、  
その辺はいかがですか。

**中心市街地活性化推進室長** 今、おっしゃられるとおりで、計画をつくった段階では、そういう話がなかった中で計  
画づくりを進めた。ただ、市のほうとしましては、ゾーンとしましては、交通発着ゾーンと行政・文化ゾーンとコミ  
ュニティーゾーン、その3つのゾーンを中心にしたところを強化していこうというものから、行政・文化ゾーンの一角  
ではあることは確かなのですけれども、そういう意味では、取り扱いが難しいところだと思っております。面積も非常  
に大きいということもございまして、今後は地主さんとのコンタクトを取りながら検討はしていきたいと思ってお  
ります。どのようなものを考えているかということも、基本的に、個人の、民間の土地でございますので、その方が主体的  
に、今の用途地域の中、いろいろ制限があるのですが用途地域の中でやりたいということがあれば、それについて制約  
をかけるとか、そういうことは、なかなか行政としてはできないというわけでございますけれども、それについて具体  
的なものというのは、まだ、私どもは聞いておりませんので、良いものが来るのか、活性化に寄与するようなものが来  
る場合については、その計画に載せて国の支援であるとか、市の支援がしやすい形を取っていくということは必要であ  
ると思っておりますので、それは、ちょっと今後、調整させていただきたい、地権者の方との調整をさせていただきたいと、  
そのように思っております。

**五味東條委員** 今の、いわゆる中心市街地に関する経過については説明を受けましたのですが、これから、今後、例  
えば私たちが聞くと、開発ビルの擁壁工事を行ったのだけれど、工事がどうも遅れ気味だとかというようなことをち  
ちら聞くのですが、今後の見通しはいかがなものでしょうか。

**中心市街地活性化推進室長** 今の市民交流センターの工事のことをおっしゃっておられるのかと思います。今後の見  
込みということで言いますと、交流センターのこともございますし、振興公社のこともございます。それから、駅の前  
の駅南の再開発、それから銀座通りというようなことでございます。それは、今後、その都度、この特別委員会にお諮  
りして、御協議をさせていただいたり、御報告をさせていただいたりしていきたいと思っております。

今、交流センターの関係につきまして御質問が出ましたので、まだ、正式な形での協議ができる段階ではございませ  
んが、御存じのとおり壁柱という新しい工法を使っておりまして、それについては技術的な問題、あるいは、行う試験  
等につきましては、初めてなものですから非常に慎重にやっております。技術的なものについては確立をされていると  
言いますが、確認をして、こういう形で進んでいこうということについては見通しも立っておりますし、試作品とい  
うのですか、そういうものも作っておりますけれども、非常に慎重にやっていることがございまして、その辺につきま  
して、今の段階で、工期について、まだ、確定して、JVであるとか、再開発組合のほうから私たちのほうには話がきて  
おりませんので、それにつきまして、組合として見通しが、壁柱も、今、制作を始めておりますので、その辺が立った  
ところで、再開発組合のほうと協議をさせていただいて、必要があれば議会のほうにも御報告をさせていただいたり、  
御相談をさせていただく場面があるかと思えます。今、言いましたとおり、壁柱の製作について全く新しい工法である  
ものですから、それについて、非常に、絶対に失敗が許されない工事でありますので、非常に慎重にやっている、そう

ということだけは、少し御報告をさせていただきたいと思います。

**五味東條委員** 今のことに對して、少し、私は気になるのだけれど、要するに、壁柱でやるということに對して、はっきり言って、あれだけの大きな建物というのは全国では初めてなのですよ。今、室長がおっしゃられる中で、今、見本、モデルみたいなものをつくってやっているのですか。

**中心市街地活性化推進室長** 実施設計を行いまして、その後、大臣認定というのですけれど、構造についての評定というのですけれど、評定を昨年の7月からですか、発注前に受けました。その時に、これは、新しい工法であるので、きちんと試作品をつくって強度試験をして、チェックをしてから始めてくださいと、そういう条件がついております。それを、今、試作品はできておまして、そのチェックを近々やる予定になっていると。それは、確認の意味で、どのような材料についても行うわけなのですから、今回は、そういう新しい工法であるから、そういうことが注意書きで書いてありますので、それをきちんと組合としても実施をしてやっていきたいということでございます。試作品はつくっております。

**五味東條委員** この試作品を、例えば、つくるのは予算の中に入っているわけですか。

**中心市街地活性化推進室長** 最初から発注のときに、ある程度の予算というのは入っております。ただ、それが、実際に工事というものは変更というのが、当然、あり得るわけでございまして、現場をやってみたら、地下を掘ったら違うものが出てきてしまったとか、例えば、試験をやろうと思ったけれども、こういう試験ではなくてこういう試験のほうがよいのではないかということになれば、変更ということはあり得るかと思っておりますけれども、当初設計からそういう試験の費用というものはある程度は見えております。

**五味東條委員** 私は、確かに新しい工法でやるということに對しては、画期的なことだと思いますけれども、今までの経過から言いますと、例えば、耐震が免震になったり、急に1億円からふえたりといったり、そういうようなことがあったりして、しかも、今、壁というものに對して、そういう形で試作品をつくってやるということになると何となく不安な感じもするのです、はっきり言うと。その辺をぜひ、単なる図面的なものでなくて、実際、やったことがないものだから、それでは、少し不安な感じがするのですが、いかがですか。

**中心市街地活性化推進室長** 使っている材料は鉄板と鉄筋とコンクリートで、ごくありふれたものを使っておりますけれども、そういう形でやるということが初めてでありますので、その似たような形のものはやっているのですけれども、全国的にやっているのですけれども、今回の片側鉄板でコンクリートを打つという形が初めてなものですから、その確認の意味で、そういう試験をやるとございまして。逆に発注している再開発組合の立場とか、それを最後に買おうとする市の立場から言わせていただければ、そういう最低でも試験くらいやって確認してから現場にかかっていたかかないと、そのほうが逆に不安と言いますか、ことがありますので。そういういろいろなコンクリートの製品でも何でも、鉄の製品でも、あるいは、設備の製品でも何でも、大きなものについては、試運転をやったり、試験をやったりして最終的な検査という形になりますので、その一環であるというふうに認識しておりますので、その確認の作業は、逆に言えば、ぜひやっていただきたいと、そういうふうに思っております。

**五味東條委員** そういう経過が、今、あるとなれば、おそらく予定より遅れる見通しだというような感じではないですか。

**中心市街地活性化推進室長** 先ほども言いましたけれども、再開発組合のほうから正式な形での打診がございませんので、それは、そういう形で正式な協議があった場合については、議会のほうにも、当然、御報告させていただいたり、

協議をさせていただきたいと思っております。ただ、先ほど言いましたように試験とかそういうことについて、非常に慎重に対処しております。万が一のことがあって、例えば、そういう製品をつくって現場に持ってきたのだけれど、何かトラブルがあってということになってしまいますと、それは大変なことになりますので、工期がそこでまた遅れてしまうということになりますので、最初の段階での取り扱いは慎重を期していると、そういう報告は受けております。

**小野光明委員** この中心市街地活性化基本計画の概要版の後ろから2ページの関係ですけれども、まず、古民家再生整備事業の関係ですけれども、まちづくり会社がたがたしている中で、この事業はできるのでしょうか。

**中心市街地活性化推進室長** この古民家再生事業につきましては、基本的に民間の事業、商業の部分が非常にウェイトが大きい事業でございますので、まちづくり会社でございますとか、それ以外の、そういう商業者等がやるというのが適当だということで考えておまして、計画書の中にもまちづくり会社、民間事業者という書き方をうちもさせていただいております。地主の方とも接触をしておまして、基本的には、前と同様の形で進めさせていただきたいということを確認を、つい最近もしております。ただ、まちづくり会社の関係が、事業主体としてきちんとしていただかなければいけないと思っておりますので、その体制の整備と言いますか、それを行ったあと、これについては取りかかりをしていきたいと、今の予定では、そのように考えております。これは、国の補助、経済産業省等の補助もいただける見込みでございます、その辺とも、国との調整等も事前に済んでいる事業でございますので、まちづくり会社の体制整備を待つて取りかかりをしていきたいと。ただ、今の中で、交流センターができる前にオープンしても、それでお客が来るのかどうか、いわゆるそういう商業面でのチェックが、まだこれからでございますので、交流センターがオープンしたあとであれば、そこにある程度人が来るであろうから飲食店をオープンしてもよいのではないかと、そういう観点もございますので、その辺との調整が、最終、出てくるかと思います。

**小野光明委員** まちづくり会社の体制が、まだ、整ってないということなのですから、そこが、一番問題だと思うのですけれども、その見通しは大丈夫なのですか。

**中心市街地活性化推進室長** この6月中に株主総会をやるということでございます。その中で、今までのものを総括と言いますか、して、今の役員としての考え方とか、そういうことを述べられると思います。そこで、何らかの、何と言いますか、アクションと言いますか、そういうことがあるのではないかと、今、予想はしております。ただ、私たちのほうとして、主体的に、今、市が取締役になっているわけではありませんので、御相談等があれば、当然、うちも乗ってきたいということでございます。今月いっばいに株主総会をやるということでございますので、それを見守るとして、今、言いようがない状況ですが、そのときに、例えば、市の立場であるとか、もう一つ言えば、活性化協議会という立場がありますので、まちづくり会社を含んだ会議所とか、市が入った協会というものもございまして、そこに相談が持ちかけられるということもあるかと思います。そういう時については対応して、この街の中での商業の部分を担っていく部分というのは、やはり、まちづくり会社に頑張っていただかないといけませんので、きちんと再構築と言いますか、体制の作り直しには協力をしていきたい、ぜひとも協力していきたいと思っております。

**小野光明委員** 別の関係ですけれども、ウィングロードビルの改修事業とヘルスバ塩尻の改修事業は、今まで明確に事業化をしていなかったと思うのですけれども、その辺の改修事業をしなければいけない理由等を説明してください。

**中心市街地活性化推進室長** これは、今まで何回かお示したものをここにまとめてあるということございまして、今までも何回も出しているのですが、22番のウィングロードビルの改修事業というのも最初から載っております。交流センターがそこにオープンするので、そこで3階とつながるので、これは、基本的に民間事業でございます。事業主

体が書いてございますように民間事業という形で考えております。

ヘルスパは25番ですか、書いてございますけれども、これも民間事業でございます、基本計画をつくっている段階でヘルスパのほうからの基本構想的なものでございますけれども、今の健康増進をやっている施設を少しバージョンアップしたいと、そういう構想的なものもうちに提出をしていただいておりますので、それを基に、一応、民間事業として、この基本計画に載せてあるということでございます。

**小野光明委員** ウィングロードビルの関係で言うと、ヨーカ堂の撤退うんぬんの話がある中で、それとは全く関係なく行うのか、ヨーカ堂との対応との絡みはどうなっていますか。

**中心市街地活性化推進室長** この計画をつくるときに、先ほど私が言ったとおりでございますけれども、先日の経済建設委員会でも質問が出たようでございます。その中で、非常に大きな業態変更を含んで、厳しい状況であるという報告と言いますか、そういう説明がヨーカ堂のほうから出ておりますので、その辺との、何と言いますか、どのような形でヨーカ堂さんが考えてくるかということが示された場合には、当然、それとの調整が出てまいりますので、配慮をしていくということになると思います。

**小野光明委員** そうすると前倒して行うこともあり得るということですね。

**経済事業部長** まず、今の時点とこの計画を策定した時点の少しタイムラグがありますので、そこから説明させていただきますが、そもそもウィングロードビルができて17年がたっております。したがって、事業者としても基本的にはヨーカ堂とアップランドですが、店舗の改装なり改修が必要だというふうなことで、この計画づくりの時にはそういう話でございました。現に、アップランドにつきましては、昨年、改修事業を行ってデリシアに改装、拡充をしたということでございます。1階、2階、3階については、イトーヨーカ堂のほうでやっておりますので、これにつきましても店舗改装を含め、あるいは、公共施設等の導入についても協力してくれないかと、あるいは、駐車場の整備についても御協力を願いたいというようなお話も、当時、ございました。そういう中で、今後、協議を続けていきたいと思いますということでこの事業を基本計画の中に入れていっていると、それがこの計画であります。今年に入りまして、先ほど藤森から申し上げましたとおり、イトーヨーカ堂のほうの業態が昨年の不況からにわかにかきびしくなっているということで、ヨーカ堂全体が、いわゆる赤字になってきているというお話を伺ってございます。従いまして、あまり成績のよくない塩尻店についても、相当大規模な構造的な改革が必要だというふうなお話を伺っております。従いまして、私どもも、この計画をつくった時点と、その後、イトーヨーカ堂さんがどういうことで、どういうふうに、これからお考えになってこられるのかということは、まだ、協議というか、やりとりをしてございませんので、ヨーカ堂の出方をしっかり聞いて、場合によっては、今、委員の御指摘のあったようにそれなりの対応をしていく必要があるだろうというふうに考えております。

**太田茂実委員** 先ほどの五味委員と関連するのだけれども、このえんぱーくの構造は壁柱という話で、最初から私が認識しているのはプレキャストコンクリートということは、つくって持ってきて建てると。工期が、しかも、あまり遅れ気味だというのは、ちょっと理解できないのだけれど。天候に左右されずに本当はできるわけです。変わったのは耐震が免震になったと、そういうことですから、その辺のところを教えていただければ。

**中心市街地活性化推進室長** プレキャストでやっております。関東方面の工場、最後、コンクリートを打って持ってくるということなのですが、鉄板と鉄筋とコンクリートの組み合わせと言いますが、それ自体がそういう形で製品づくりということ自体が初めてなものですから、プレキャストの工場で作って、つくったものに最悪

の状態では荷重をかけて試験をきちんとやりたいと、そういうことでございますので、それを確認して最終的な制作に入っていきたいと、そういう作業を、今、やっております。そういうことで、プレキャスト製品でありますので工場で作るといことは間違いございません。ただ、それに要する試験等をいくつも行っていると、そういうことで確認の意味で行っていると、そういうことでございます。

**太田茂実委員** 市が建築主でないからいろいろできない、要するに再開発組合ですからあれですけども、その床を、保留床を買い取るわけだが、その工程的にはどうなのですか。

**中心市街地活性化推進室長** 先ほども言いましたとおり、3月末ということで、最初にお示したとおり、来春オープンということでずっとっております。それを目指してJ Vのほうもやっております。ただ、五味委員の質問にお答えしたとおり、その辺のところについて非常に慎重にやっているので、正式な話というのは、まだこちらには来ていませんのであれなのですけども、壁柱の取り扱いについてのそういう試験を行っている、そういう報告が来ているという段階でございますので、今のところ、工期は当然3月ということになっております。

**太田茂実委員** 試験でも何でもいれられ、いずれにしても天候に左右されずにそれはつくるわけだから、そちらのほうの遅れというものはないというふうに私は理解したいと思っております。問題は、先ほど奥歯に物のはさまったような聞き方にしかとれないけれども、工期は遅れる、悪いことはあってはいけなけれども、遅れるは、ヨーカ堂は業態変更するは、この辺のところのタイミングは非常に危惧するわけですが、いろいろ問題を。その辺を、ぜひ、一つ、誤りのないようなことにしないとイケないと思っておりますので、少し今、思っていることを言っただけです。答弁はおりません。

**委員長** 要望ということでよろしいですか。ほかに。

**中村努委員** えんぱーくの西側の駐車場の計画というのは、どういうふうになっていますか。

**中心市街地活性化推進室長** 今、最終、地権者との交渉をやっております、基本的な合意をいただいております、それを基に、今、最初の絵が描ける状況までできておりますので、その絵ができたところで、また、議会等に御説明をしていきたいと思っております。西側と北側の一角でございます。それをあわせて説明する機会を取りたいと思っております。なお、そのときに、更に、駐車場の料金の問題もございまして、それも含めて一緒に御説明をしたいと思っております。

**委員長** では、ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、1点目の中心市街地の活性化に関する主な経過につきましては、説明を受けたこととして処理をいたします。

## 1 えんぱーく（市民交流センター）の使用料等について

**委員長** 次に、えんぱーくの使用料等についての説明を求めます。

**市民交流センター開設準備室長** お手元の3枚つづりの資料にあります、えんぱーく（市民交流センター）の使用料等についてを御覧いただきたいと思っております。

まず、1番の趣旨でございますが、本日につきましては、使用料、それから、休館日、開館時間等について御協議をお願いしたいと思っております。

2番の経過でございますが、4月21日の本特別委員会におきまして、塩尻市えんぱーく条例の考え方ということで

条例の構成、あるいは、進め方等について御協議をいただいております。それから5月19日につきましては、議員全員協議会で同様の内容で御報告をさせていただいております。

3番、内容でございます。本日御協議をいただく内容でございますが、現在、庁内で検討を進めておりまして、まだ、柔らかな段階ではございますが、御協議をいただきたいというふうを考えております。

(1) えんぱーくの施設構成についてでございます。下の表を御覧いただきたいと思っております。左側に区分がございまして、御存じのようにえんぱーくにつきましては、市が専有する部分、それから民間が専有する部分、また、共用部分ということで3つございます。本日、お話するところが、塩尻市が専有する部分についてのお話でございます。施設の部分につきましては図書館、それから、子育て支援センターにつきましては、前回も、既存の条例規則がございまして、それを生かした方法でやってまいりたいということで御説明申し上げました。ただ、位置等が変わるものでございまして、そういう部分の修正はいたしてまいりたいというふうを考えております。

施設の3つ目になります。現在、(仮称)活動施設というふうに書いてございますが、いわゆる貸館の部分になります。例えば、ITルームでありますとか、会議室、ホール、ホワイエ等でございます。これにつきましては、この右にございますが、公の施設ということで、この条例の中で規定をしましてまいりたいというふうを考えております。

施設の4つ目になります。庁舎部分。2階にセンター全体の事務室。それから、4階部分に市の商工まちづくり部門と職業相談室が入ってまいります。これにつきましては、公用財産ということでございまして、特に条例の規定はしないというふうを考えております。

民間の部分につきましては、もちろん、民間の部分でございますので、規定の必要はございませんし、共用部分につきましては、現在、入居予定者でつくっております会がございまして、その入居予定者の管理組合が管理規約を定めてやってまいり、こういった予定にしております。

資料の一番最後に、A3の資料NO.1がございまして、そこで御覧いただきたいと思っております。まず、左の上、1階部分でございますが、赤で囲ってある部分が子育て支援センター部分になります。それから、1階、2階と地下になりますが、黄緑色で囲った部分、これが、図書館の部分になります。それから水色の部分でございますが、これが、市が取得、専有する部分ということでございまして、なおかつ、濃い青で囲ってある部分、これが、いわゆる貸館をしていく部分というイメージでございます。1階につきましてはエントランスホールの部分。2階につきましては、ITルームを含めた会議室。3階につきましては、多目的ホール、あるいは会議室、音楽練習室といくつかございまして、なおかつ、この全体が市民サロンということにもなっております。4階につきましては、会議室が1つと市の事務室の部分。5階につきましては、イベントホールという位置づけになっております。後ほど利用金等の関係でもしてまいりますので、また、御覧をいただくこととなります。

それでは、戻りまして資料の2ページを御覧いただきたいと思っております。次に、使用料等の考え方ということでございますが、まず、4ページの上の部分、2ですが、使用料の算出根拠というところを御覧いただきたいと思っております。使用料につきましては、昨年5月に策定いたしました運営管理方針の中で方向性を御協議いただいております。利用料金の設定につきましては、基本的に中央公民館等既存施設と、それとのバランスを考えまして、同水準の料金を設定してまいったらどうかということで考えてまいりました。えんぱーくの、例えば会議室、現在25平方メートルから63平方メートルというものでございますが、これにつきまして、中央公民館会議室等の平均を出しますと時間当たりで、1平方メートル当たり5.4円、これが平均になっておりますので、この単価につきまして、新しいえんぱーくの施設

の面積をかけて出していったらどうかというところを基本的な考え方しております。また、冷暖房費につきましても同様の考え方でございます。それから3階にあります多目的ホールでございますが、これにつきましては中央公民館の講堂と大会議室、これの平均が、時間、平方メートル単位で4.5円ということでございますので、この数字を使っております。ただ、冷暖房費については2.3円。食育ルームにつきましては、ふれあいプラザがございますので、その料理実習室の平均ということで求めてまいります。音楽練習室につきましては、中央公民館の音楽室、これの単価を使ってまいったらどうかというふうに基本的なことで考えてまいりました。それを基にいたしまして、3ページに戻っていただくわけでございます。3ページ、使用料の考え方ということで、先ほどの単価を基にそれぞれの平方メートル数をかけて使用料等を定めていったらどうかというふうに考えております。区分につきましては、午前、午後、夜間の3区分。午前は午前9時から午後0時30分まで。午後につきましては午後1時から午後5時、夜間については午後5時半から午後10時ということで考えております。冷暖房費につきましては、1回、これは4時間を目安としておりますが、1回の料金。ですから1日中借りますと、これが3倍ということになります。細かい数字は申し上げませんが、そういった考え方でやって数字を出していきますとこのような内容ということでございます。

2ページに戻りまして、休館日及び開館時間等についてでございますが、これにつきましては、施行規則で規定するというような内容になってまいります。資料の4ページ、資料NO.3を御覧いただきたいと思っております。資料NO.3、休館日及び開館時間についてでございますが、これにつきましても運営管理方針を基本に検討を進めております。休館日でございますが、中心市街地の商業アンケートというところを平成18年にやっておりますので、そのデータ、また、広域圏の役割分担ということで、例えば、図書館につきましては松本平では豊科のみが火曜日を休んでおりますので、そういった分担の考え方も含めて水曜日がどうかと。また、ハッピーマンデーという国の制度も定着してまいっておりますので、そういったところから水曜日を休館日ということで、現在、考えております。それから、市立図書館につきましては、一般書、児童書、それぞれございますが、閉館時間のほうを一般書は1時間、平日の部分で延ばしております。現在、午後7時を午後8時、それから、児童書の部分につきましては、一般書と同じように午前10時でございましたが、下の子育て支援センターと窓口と言いますが、受付が一緒ということもございまして、そういった理由から、開館時間をあわせて午前9時でどうかということで、児童書の部分は、1時間前倒しになります。そのような日程が、開館時間、閉館時間で考えております。

それから、先ほど活動施設ということで申し上げました貸館の部分でございますが、これにつきましては、基本的に午前9時から午後10時ということで考えておりまして、先ほどの3区分を考えております。

それから、庁舎部分でございますが、センター事務室が2階にございますが、これにつきましては、えんぱーく全体と同じように水曜日休み。

それから、4階にございます商工まちづくり部門につきましては、職業相談室を含めてこの本庁と同じように土日祝日を休んでおります。これにつきましては、対象とする中小企業の皆さんにつきましても土日休みが多いということでございますので、そういった考え方をしております。

それから、民間につきましては、それぞれ、今、御検討をいただいておりますが、自らの活動のしやすい方法ということで検討をいただいている段階でございます。

それから共用部分、多目的広場、屋上広場等でございますが、これにつきましては、現在、入居予定者会議ということで、規約の原案というものを策定いたしまして検討をいただいている段階で、まだ、現時点では未定ということにな

っております。それから、図書館につきましては、上記以外に図書整備日でありますとか、施設安全点検等で休む場合もございますという内容でございます。

それから、少し戻っていただきまして2ページでございます。今後の対応ということでございますが、前回は御提案申し上げましたように、今年度9月の定例会で設置条例を上程してまいりたいと考えております。こちらの予定といたしまして7月に本委員会をお開きいただきたいというようなこと、また、その辺の内容を持ちまして8月には議員全員協議会へ報告をしてまいりたいと、このような予定を考えております。以上でございますが、よろしくお願いいたします。

**委員長** ありがとうございます。ただいまの説明に対する御意見、御要望等あればお出ししたいと思います。

**柴田博委員** えんぱーくという名称の範囲なのですが、これまでの特別委員会の中では必ずしもはっきりしていなかったと思うのですが、1ページ目の表を見ると建物全体をえんぱーくというふうに呼ぶという、こういうことでよいわけですか。

**市民交流センター開設準備室長** これまでの経過の御説明なのですが、えんぱーくにつきましては建物全体、市が取得する部分と民間も含めた、そういったことで求めまして建物の全体の愛称になります。1ページで申し上げてあります塩尻市えんぱーくというところにつきましては、塩尻市をつけまして市が取得する部分、専有する部分について、その名称、かなり皆さんにお使いいただいてなじんできているということもございますので、その名称を使ったらどうかということで、現在、検討をして進めております。ただ、前回は話し申し上げましたように、庁内でもそういった名前につきましてはいろいろ御意見がございますので、現在、調整をしている段階ではございます。

**柴田博委員** もう1点、違うことですが、使用料の考え方の中で、冷暖房費なども会議室区分、書いてあるような形で、それぞれ部屋ごとに決めるわけですが、それは、部屋ごとに、入り、切り、スイッチの暖房を入れたり、冷房を入れたりができる、そういうふうになっているということによいわけですね。

**市民交流センター開設準備室長** 部屋ごとに、先ほどお見せしたブルーで囲ってあるものにつきましては、そういったことができますので、部屋ごとの管理ができます。

**柴田博委員** それは、当然、利用がない場合には入れないでおくこともできるということですね。

**市民交流センター開設準備室長** 現在、総合文化センターもそうなのですが、冷暖房を使わない時期というのももちろんございますので、その時期につきましては、あるいは、自分のところはスイッチを入れない間につきましては、そういったものは徴収しない形になると思います。

**永田公由委員** よく問題になるものに使用料の免除する団体とか、いろいろな、個人はあまりないだろうけれども、そういった条例の中ではどういう考え方なのか。

**市民交流センター開設準備室長** 現在、庁内でも考えているところがございまして、また、次回には御提案したいと思っておりますが、これまでは、運営管理方針の中では、もちろん、いくつか減免の仕方があると。特に創造会議等でも御意見がございましたのは、団体であるから減免するということではなくて、この施設について、何か貢献、例えば、ボランティア活動だとか、そういったことをしていただいた方についてインセンティブとしてポイント制というものを考えたかどうかというような御提案をいただいておりますので、今、庁内でもそういった方向で検討を進めております。まだ、ちょっと、お示しする段階にございませんので、方向としてはそういった方向で検討を進めている段階でございます。



**永田公由委員** 多目的広場というものがあるのですよね。これは、前からのお話で、ここを使ったり、その周りを使って、いわゆるバザーなり、準市場的なものを開いていったらというような考え方が示されてきたのですが、その辺の使用料というものについては、この中でうたわれていないのですが、どういうふうに考えていますか。

**市民交流センター開設準備室長** 先ほど少し資料の1を御覧いただいたのですが、実は、白い部分になっております。ということは、今、共用部分になりますので、いわゆる管理規則の中でどのようにするのか、市のほうでというようなお話になればそういったことなのですが、決めるのは管理規約の中で定めるということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**中村努委員** 条例の関係ですが、(仮称)活動施設、これを公の施設として規定するということですが、こういった市の建物というものは、全て公の施設ということではなければいけません。

**市民交流センター開設準備室長** 1ページの右側の規定等の中に書いてございますが、いわゆる、法の244条につきましては、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設ということでございますので、これに該当するものにつきましては、一応、224条の2で、条例で定めるということになっておりますので、この活動施設、いわゆる貸館の部分につきましては条例で規定をしまいたい、こういう基本的な考え方でございます。ただ、この庁舎もそうなのですが、これはいわゆる公用財産でございますので、条例で規定する必要がございませんので。えんぱーくの場合、それが、両方混じっているものですから、少しわかりづらい構造になってございますが、基本的な考え方は、今、申し上げたとおりでございます。

**中村努委員** それは、書いてあるとおりでわかるので、公の施設と規定しなければいけないのかどうかと。

**市民交流センター開設準備室長** 官庁施設につきましては、規定しなければなりません。

**中村努委員** そうすると、えんぱーくの活動内容、今、いろいろな方々に検討していただいている中で、相当幅広く使えるような形にしていかなければいけませんし、例えば、営利事業をやった場合に使用料はどうなるのかとか、そういった組み合わせも考えられていますよね。今の総合文化センターが少しスケールが大きくなって向こうに移ったというのであれば、中心市街地の活性化の中核施設としては、あそこにある意味がないということですよ。その辺のところを公の施設と規定してしまうと、いろいろな活動に制限が加わってしまうのではないかなということが心配されますけれども、公の施設と規定しても相当ゆるい形のできるものかどうか。

**市民交流センター開設準備室長** 御質問のお話が運営管理方針の中でも議論されまして、近隣の市町村につきましても、例えば、営利であれば1.5倍にしないとか、いろいろなお話がございます。ただ、この施設につきましては、先ほど、この中で5つの基本的な柱を立てています。その中にビジネス支援でありますとか、市民活動支援ということがございますので、基本的には、できるだけそういった規制を少なくして、どうしても、例えば、ネズミ講みたいなもの、そういったものについては規制をするような形を考えていますが、それ以外につきましては、できるだけゆるやかにしていきたいというのが今の方向でございます。そうすると内容的に、たぶん、附則でありますとか、そういった中にも少し引用する部分がございますが、そういった方向で検討を進めていきたいと考えておりますので。

**太田茂実委員** 使用料のことで、例えば、音楽室、練習室ということになると、必ず楽器が付き物だと思うのです。一番大きなものはピアノとか、そういったものもついていながら安い。安いと言っははけない、他の部屋より安いわけですか。

**市民交流センター開設準備室長** 付属の楽器、例えば、ピアノ等につきましては、この部屋に付随するものというこ

とで考えております。備品等で、また、購入をしまいたいという考えでございます。

**太田茂実委員** それなのに安いというわけです。それは、ここまでついて使用料が安いというのは、

**市民交流センター開設準備室長** 使用料が安い。

**太田茂実委員** 他の部屋より安い。

**市民交流センター開設準備室長** 面積をここに書いてないものですからあれなのですが、実は、音楽練習室が一番小さいものが14平方メートルということです。だものですから、先ほどの単価で掛けますとかなり安いものになりますが、なぜ、この練習室を小さくても3つ用意したかということでございますが、市内の中学生、高校生の皆さんと御意見を交換する場面を何度か持ってきているわけですが、その中でも、音を出してやることについて、かなり、皆さんからいろいろ言われて、そういう場がぜひほしいというお話がございまして、この会場を設定したことがございます。少し面積的には小さいのですが、いくつもの団体がお使いをいただけるということで用意したものでございますので、面積が小さいゆえに単価が安くなっておりますが、そういった背景がございまして、御理解をお願いしたいと思います。

**小野光明委員** 使用料の算出根拠の関係で、中央公民館の会議室の平均ということなのですが、これは、中央公民館等は料金を見直しをしての、定かでないのですけれど、平均という意味合いは、実績ではなくて現状の平均ということですか。

**市民交流センター開設準備室長** 実は、中央公民館の部分につきましては、この単価掛ける面積というパターンではございませんでして、それぞれ大きさによって単価が決まっています。完全に何平方メートル掛ける幾らという数字ではないものですから、それを、平均を出したほうが全体がとらえやすいということで、いくつかある会議室それぞれを出しておいて、それを平均をして、今回、平方メートルの単価を出してありますので、それに基づいて、えんぱーくについては提案をしているということでございます。

**小野光明委員** そうすると面積等ありますけれども、料金的には中央公民館と全く遜色ないということになりますかね。

**市民交流センター開設準備室長** はい。

**小野光明委員** それと冷暖房費の関係ですけれど、これもそういう考え方をしているのでしょうか。中央公民館いわゆる総文の関係は、古い施設で、新しくなればなるほど熱量効率がよくなるのですけれども、その辺を勘案して徹底するのか、その辺はどのように。全く同じというの疑問が残るようなところもあるのですが、いかがですか。

**市民交流センター開設準備室長** 実は、この冷暖房費なのですが、実費という考え方もあるかと思うのですが、実は、総文につきましても、実費という、もっとかかっています、実は、総合文化センター自体も、そういうような形でやっているものですから、こちらはもちろん、これ以上の部分はかかるかと思うのですが、現在の総文とあわせて、その単価で計算しているという段取りでございます。

**小野光明委員** エントランスホール、市民サロン以外でも、青い部分ですね。例えば、作品展示ということがあろうと思うのですけれども、市民サロンとエントランスホールと専用する場合に限るとあるのですが、そういう作品展示で飾ってほしいという場合は使用料等はどうかになってくるのですか。

**市民交流センター開設準備室長** 済みません、説明を私が落としてしましまして恐縮でございました。この資料の3ページ一番下、エントランスホール及び市民サロン、専用する場合というパターンなのですが、実は、3階の市民サロンにつきましては、基本的には、どなたでも自由に使えるというものを基本にしております。ただ、ここで規定して

おりますのは、イベントで、例えば、4分の1を使わせてくれないかとか、壁柱につきましていくつが御提案がございまして、作品の展示等をするとき、こういった部分で専用と言いますか、そういう考え方もできるのではないかということがございまして、ここでは、面積1平方メートルにつき1時間5円というような、ちょっと、わからない書き方をしているのですが、実際、パンフレット等につきましては、4分の1だったら半日いくらか、そういったわかりやすい形にはしようかと思っておりますが、できるだけ単位は小さいほうが、今の委員さんの御質問にございましたようなことにも対応が可能ではないかということで、今、このような提案を差し上げております。

**五味東條委員** この休館日はよくて、開館時間でございますが、平日と土日タイプが違うのですよね、時間的にこれは、どういう根拠で設定されたのですか。

**市民交流センター開設準備室長** 実は、図書館につきまして、現在も平日と土日を変えております。これにつきましては利用者の数等を勘案して決められておりますので、基本的には、その考え方を踏襲してきております。ただし、先ほど申し上げましたように、できるだけ市民サービスの向上ということで、開館時間を少し早めたり、閉まる時間を後ろに延ばしたりというような工夫をして、できるだけ市民サービスの向上を図るということを考えておりますが、ベースは今までの図書館等の利用の状況をベースにして考えておりますので、こういったケースになっております。

**五味東條委員** そのベースというのは、どういう、利用者のためにやっているのですか。平日と土日タイプの時間のずれというのは、

**市民交流センター開設準備室長** これは、図書館の、例えば、規則等の中にも出てくるわけなのですが、利用状況を見ましても、土日、土曜日は多いわけなのですが、日曜日等につきましては、ほとんど夕方になると利用がないというような状況もございまして、図書館のほうでは、今までそういった流れで規則を定めておりますので。ベースにつきましては、それを引きずっております。

**五味東條委員** 私は、希望、例えば、利用した場合、きょうは、土曜日だったから午後6時で終わってしまったというような感じになってしまうのです。だから、理想は、あくまでも、例えば、午前10時から20時だとか、必要な図書館なら図書館は、土日祭日関係なく、平日関係なく何時から何時までの開業ですというのが私は理想だと思うのです。今、利用者の中で、例えば、日曜日は早く帰るというような形で18時なら18時ということで閉めてあるようなのですが、やはり、利用者の立場からした場合に、きょうは何曜日だとわかっていて入る人は、めったにないですから、だから、統一したほうがよいのではないかと思います、いかがなものでしょうか。

**市民交流センター開設準備室長** 御提案の趣旨は了解をいたします。ただ、これ、たぶん、こういった形で運用させていただいて、市民の皆さんからすごくそういった要望が多くて、その辺は変えるというようなところは、状況を見ながらということも運営管理方針の中では申し上げてございます。確かに、わかりやすいと言えば、全部、わかりやすいような状況にはなるわけなのですが、そういう利用実態から今までずっと開館、閉館の時間を定めておりますので、ちょっと、このような形で1回させていただいて、もし、そういった利用実態にあわないということになれば、順次改訂をさせていただければというふうに考えております。

**中原巳年男委員** 音楽室の関係なのですが、今、総合文化センターの音楽室は試験や何か用のピアノやなんかを録音するのに非常に使いやすい状況になっているのですが、ここのところの広さと音響という、音の吸い込み、それと外への音の出入りというか、そういうのは、だいたい総文と同じ感覚で使えるようになっているわけでしょうか。

**市民交流センター開設準備室長** 実は、防音につきましてはかなり高いレベルで用意してございます。ただ、音響な

のですが、実際、小さい部屋をつくってみて、やってみないと、実は わからない部分もございまして、そういった配慮はしておりますが、ちょっとどんなふうに、今と同じように聞えるのか聞こえないのか、データがございませんので、研究させていただきたいと思います。

**中原巳年男委員** 要望しておきますけれども、よく、音楽の試験などで録音したものを送って受験というものもあるのです。だから、そういうものに利用できる、例えば、3つのうち全てでなくても、1部屋だけでもそういう形のものにしていいただけるとありがたいかなと思います。

**委員長** ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

**委員長** それでは、えんぱーくの使用料等については、説明を受けたこととして処理をいたします。それでは、全ての予定案件が終了いたしました。

### 理事者あいさつ

**委員長** 理事者からあいさつがあればお願いをいたします。

**副市長** 付託されました予算につきましては、慎重な御審議をいただきましてありがとうございました。また、協議事項2点につきましても、それぞれ、いろいろな角度から御意見等いただきました。特に、条例関係等につきましては、これから内部でもしっかり詰めまして、きょうの御意見等を参考にしながら、内部でも細部を詰めていきたいと、そのような具合に考えておりますので、引き続き、また、何かお気づきの点がございましたら御指導を賜りたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。本日は、本当にありがとうございました。

**委員長** 以上で6月定例会市街地活性化特別委員会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午前11時29分 閉会

平成21年6月16日(火)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

市街地活性化特別委員会委員長 金田 興一 印